

関係法令抜粋

○ 学校保健安全法（抄）（昭和三十三年法律第五十六号）

（保健所との連絡）

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかるつており、かかつてゐる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○ 学校保健安全法施行令（抄）（昭和三十三年政令第百七十四号）

（保健所と連絡すべき場合）

第五条 法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十九条の規定による出席停止が行われた場合
- 二 法第二十条の規定による学校の休業を行つた場合

（出席停止の指示）

第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第七条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

○ 学校保健安全法施行規則（抄）（昭和三十三年文部省令第十八号）

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一～三 (略)

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

(出席停止の期間の基準)

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の感染症にかかつた者については、治癒するまで。

二～三 (略)

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適當と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適當と認める期間。

(出席停止の報告事項)

第二十条 令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 学校の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数
- 五 その他参考となる事項

(感染症の予防に関する細目)

第二十一条 校長は、学校内において、感染症にかかつており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適當な処置をするものとする。

- 2 校長は、学校内に、感染症の病毒に汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適當な処置をするものとする。
- 3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適當な清潔方法を行うものとする。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）（平成二十四年法律第三十一号）

（知識の普及等）

第十三条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等をすることを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者（以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。）の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするために、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
 - 二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
 - 三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条

1～6 （略）

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8 （略）

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延によ

り国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要（市町村対策本部長の権限）

2～6 （略）

（新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等）

第三十一条の四 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域
- 三 当該事態の概要

2～6 （略）

（市町村対策本部長の権限）

第三十六条

1～5 （略）

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 （略）

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条

1 （略）

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済

の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用的制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないとときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講すべきことを指示することができる。

4 (略)

本事務連絡は、学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について周知するものです。

事務連絡
令和2年5月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各國公立大学法人担当課
各國公私立高等専門学校担当課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際はマスクを着用し、特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を徹底することが適切です。

一方で、運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されております。

このような運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要です。

なお、体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、様々な感染リスクへの対策を講じることが必要となりますので、引き続き御配慮をお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれでは、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれでは、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれでは、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いします。

記

1. 体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保すること。また、児童生徒が教え合う場面では互いの距離を2m以上確保するとともに、児童生徒に不必要的会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。
2. 体育の授業において、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保して休憩するよう指導すること。
3. 当面の間、地域の感染状況を踏まえ、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避けること。また、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
4. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の体育の授業への参加は見合わせること。
また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保するよう指導すること。
5. 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要的会話や発声を行わず、児童生徒との距離を2m以上（ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離）を確保すること。
6. 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面実施せず、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫を行うこと。

資料3

本事務連絡は、学校の水泳授業（幼稚園におけるプール活動を含む。）における感染症対策の徹底をお願いするものです。

事務連絡

令和3年4月9日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課

各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課

各都道府県私立学校主管課

附属学校を置く各国公立大学法人担当課

各国公私立高等専門学校担当課

独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を

受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課学校体育室

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

学校の水泳授業における感染症対策について

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。

特に、水泳の授業においては、複数学級による合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行ったりするなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。

このため、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じた上で、水泳授業の実施について検討してください。このことについては、幼稚園におけるプール活動についても同様です。

また、実施に当たっては、スポーツ庁が作成した「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」 (https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/jsa_00001.htm) も参考にしてください。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課及び幼稚園主管課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課にお

かれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いします。

記

1. 学校プールについては、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。
屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行うこと。また、学校以外のプールを活用して授業を行う場合には、そのプールの管理者に対して学校環境衛生基準及び本事務連絡に基づく適切な管理を徹底すること。
2. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせること。
授業を見学する児童生徒については、気温が高い日などは、熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保したりするよう指導すること。
3. 授業中、児童生徒に不必要的会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるようすること。
4. 授業中、手をつなないだり、体を支えたりするなど、児童生徒が密接する活動は避けること。例えば、バディシステムについても、児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。
5. 更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要的会話や発声をしないよう児童生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。また、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。
6. 水泳の授業で児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。

7. 水泳授業を実施する際には、以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図ること。
8. 幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記1.～7.を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が1.～7.に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

【本件担当】

〔水泳授業の全般に関すること〕

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111（内線 2674）

〔幼稚園におけるプール活動に関すること〕

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

電話 03-5253-4111（内線 2376）

事務連絡
令和3年3月1日

【重要】

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和3年度における学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等について取扱いを示しますので、関係各位におかれましては御一読をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課・労働安全衛生主管課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 担 当 課 御中
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 本 部 事 務 局 担 当 課
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 認 定 こども園 主 管 課
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 經 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく児童生徒等の健康診断の実施については、以下のとおり取り扱うこととします。

なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」（令和2年3月19日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）における「2. 職員の定期の健康診断の実施について」は廃止しますので、職員の健康診断については、毎学年定期に実施するようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれましては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれましてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体

の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれでは所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれでは所管の専修学校に周知されるようお願いします。

記

1. 児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施について

児童生徒等の定期の健康診断（以下、「健康診断」という。）は、毎学年、6月30日までに実施することとされている（学校保健安全法施行規則第5条）。

（1）令和2年度の健康診断について

新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施することとしているが、まだ実施していない学校については、早急に実施すること。

（2）令和3年度の健康診断について

健康診断は、学校教育活動を行う上で、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるという重要な役割を果たしていることから、早期に実施することが求められている。一方で、令和3年度においては、学校医等も新型コロナウイルスワクチン接種の対応等を行うことが求められる場合など、地域によっては健康診断の実施体制が整わない等の状況も想定される。これらを踏まえ、健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2. その他の留意事項

健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保護者との情報の共有等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

【児童生徒等の健康診断に関すること】

保健指導係

T E L : 03-5253-4111 (内線 2918)

【職員の健康診断に関すること】

企画調整係

T E L : 03-5253-4111 (内線 4950)

【新規】登校できない間の食に関する指導や食事支援の工夫についてまとめましたので、ご一読ください。

事務連絡
令和2年5月13日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各國公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

臨時休業等に伴い学校に登校できない
児童生徒の食に関する指導等について

各設置者及び学校等におかれでは、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学事務次官通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」において示した「I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（以下「学校再開ガイドライン」という。）及び「II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年4月17日改訂。以下「臨時休業ガイドライン」という。）並びに令和2年5月1日付2文科初第222号初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」等を踏まえて、学校の再開又は臨時休業等の措置を講じていただいているところと存じます。

地域の感染状況によっては臨時休業が一定期間続く可能性があること、学校再開後においても、一部の児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合もあることを踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に係る食に関する指導等について、以下のとおりまとめましたのでお知らせします。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれでは、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれでは、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各國公立大学法人におかれでは、その管下の

学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれでは、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知くださるようお願いします。

記

1. 栄養教諭を核とした食に関する指導について

食に関する指導においては、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活などの指導が重要とされています。

については、例えば下記のような方法により、また適宜ICTを活用するなどの工夫により、児童生徒に対する指導を行うことが考えられます。

- ・ 適切な栄養摂取に関する知識や、児童生徒だけでも整えられる食事の作り方などに係る情報提供を行い、食事への興味・関心を深めるとともに、主体的な実践を促す。
- ・ 養護教諭等と連携して、健康記録や食事記録をとるよう促し、併せて必要な指導を行うことなどにより、望ましい生活習慣を形成し、食に関する自己管理能力が身に付くようにする。
- ・ 食事の準備や調理、後片付けを行う際の安全や衛生についても必要な情報提供を行い、児童生徒が自ら考え、徹底できるようとする。
- ・ 家庭での食事が中心となることから、児童生徒に対する指導の充実と合わせて、家庭への働きかけや啓発活動等を行い、望ましい食習慣の形成が図られるようにする。
- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒や肥満・やせ傾向にある児童生徒など個別的な相談指導が必要な児童生徒に対して、健康状態の確認や家庭の食事に関する助言などの必要な指導を行い、児童生徒の健康状態が改善するようにする。

2. 食事支援について

学校給食は、学校教育活動の一環として行われ、食に関する指導を効果的に進めための「生きた教材」として大きな教育的意義を持っています。他方で、栄養バランスの取れた食事を提供することによって、児童生徒の健康の保持増進を直接支える意義も持ち続けています。

臨時休業期間等において、この機会に家庭等において児童生徒とともに食を考え実践することも重要と考えられる一方で、必ずしもそのような状況に家庭や児童生徒が置かれていらない場合もあることから、関係部局等と連携を図り、例えば下記のような工夫により、児童生徒に対する食事の支援を行うことが考えられます。いずれの場合においても、衛生管理には十分留意するとともに、栄養をはじめ食に関する

る指導と合わせて行うことで、その実施効果を高めることが重要です。

- ・ 登校日や子供の居場所確保等の取組に当たり、学校給食の調理場や調理員を活用して学校給食に近い食事を提供したり、簡易な食事を提供したりする。
- ・ 献立作成などに栄養教諭等が関わりながら、民間企業や子ども食堂の運営者等との連携・協力により、栄養バランスを考慮した食事を提供する。

なお、本対応に係り、学校の臨時休業期間等において、国庫補助を受けて整備された学校給食施設を一時的に学校給食以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず、手続は不要です。また、学校給食従事者として任用する職員の職務については、当該職員の職務として規定される内容を確認するとともに、必要に応じて、本人の同意を得て業務内容を変更するなど、適切に対応することが考えられます。

<参考資料>

1. 各地域における取組事例
2. 子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について（その2）（令和2年5月8日付厚生労働省事務連絡）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

食育推進係、学校給食係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2095、2694、3380)

熱中症事故の防止について、留意点をまとめましたので通知します。

3 教参学第 2 号
令和 3 年 4 月 30 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各國公立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各國公私立高等専門学校担当課長 殿
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
専修学校を置く各國立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
石塚 哲朗
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局
教育課程課長
滝 波 泰
(公印省略)

熱中症事故の防止について（依頼）

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいているが、別添 1 のとおり、令和 2 年度には学校の管理下において 3 千件を超える熱中症事故が発生しています。

学校管理下における熱中症事故は前年よりも減少しているところですが、国内では近年熱中症が増加していること、今後の気候変動等の影響を考慮すると状況はますます悪化していくことが懸念されることから、政府においては令和 3 年 3 月 25 日に「熱中症対策行動計画」を作成したところです。

また、昨年度、環境省と気象庁が関東地方において先行実施した「熱中症警戒アラート（試行）」を踏まえ、本年4月28日から「熱中症警戒アラート」（別添2参照）が全国で運用開始されました。これは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表されるものです。この情報も活用しながら、熱中症事故の防止について、下記の点に留意し、適切に御対応いただくようお願いします。

なお、環境省と文部科学省では、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を共同で作成中であり、5月下旬頃に公表予定ですので、後日お知らせします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各國公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いします。

記

1. 適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備等について

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

また、学校施設の空調整備については順次進められているところですが、普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差があることも考えられます。活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定するなど、適切に熱中症防止を図っていただくようお願いします。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうことから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応ください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願

いします。

なお、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありませんが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取扱いをしてください。具体的な取扱いは、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.4.28Ver.6）」で示している内容を御参照願います。

2. 「熱中症予防強化キャンペーン」について

政府においては、令和2年度まで実施していた「熱中症予防月間（原則毎年7月）に代わり、毎年4月1日～9月30日を実施期間として、時期に応じた適切な呼びかけを行い、住民の熱中症予防行動を促す取組として「熱中症予防強化キャンペーン」を新たに開始しています。国民や関係機関への周知等を強化し、熱中症予防の取組を推進しているほか、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。また、環境省では、令和3年度は4月28日から熱中症予防情報サイトにおいて暑さ指数（WBGT）を情報提供しています。

各教育委員会等におかれでは、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂文部科学省）、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「熱中症環境保健マニュアル2018」（平成30年3月改訂環境省）及び上記の暑さ指数を参考として、関係者に対して熱中症事故の防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化キャンペーン」についても、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いします。

3. 夏季における休業日等の取り扱いについて

夏季における休業日等については、別添3の関連規定を踏まえ、次の（1）から（3）までを参考として、適切に御対応いただくようお願いします。

- (1) 夏季における休業日等の検討に当たっては、2.に記載の資料及び本通知末尾の【参考】に記載の資料等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業等の影響により、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりすることも考えられるが、各学校及び各学校設置者の検討に当たっては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無に合わせた活動内容の設定等にも留意し、児童生徒等の健康確保に十分配慮すること。

【参考】

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>)
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2018」（平成 30 年 3 月改訂 環境省）
(http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)
- ・「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について
(<https://www.env.go.jp/press/109467.html>)

○気象庁

- ・「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について
(https://www.jma.go.jp/jma/press/2104/23a/210423_keikai.html)

○文部科学省

- ・令和 2 年 5 月 21 日付けスポーツ庁政策課学校体育室事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
(https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf)
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021. 4. 28Ver. 6）
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- ・学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成 31 年 3 月改訂）
(http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・「熱中症対応フロー」（ポスター）（平成 31 年 3 月）
(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/boushi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx)
- ・「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書（平成 26 年 3 月）
(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/boushi_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx)

【本件担当】

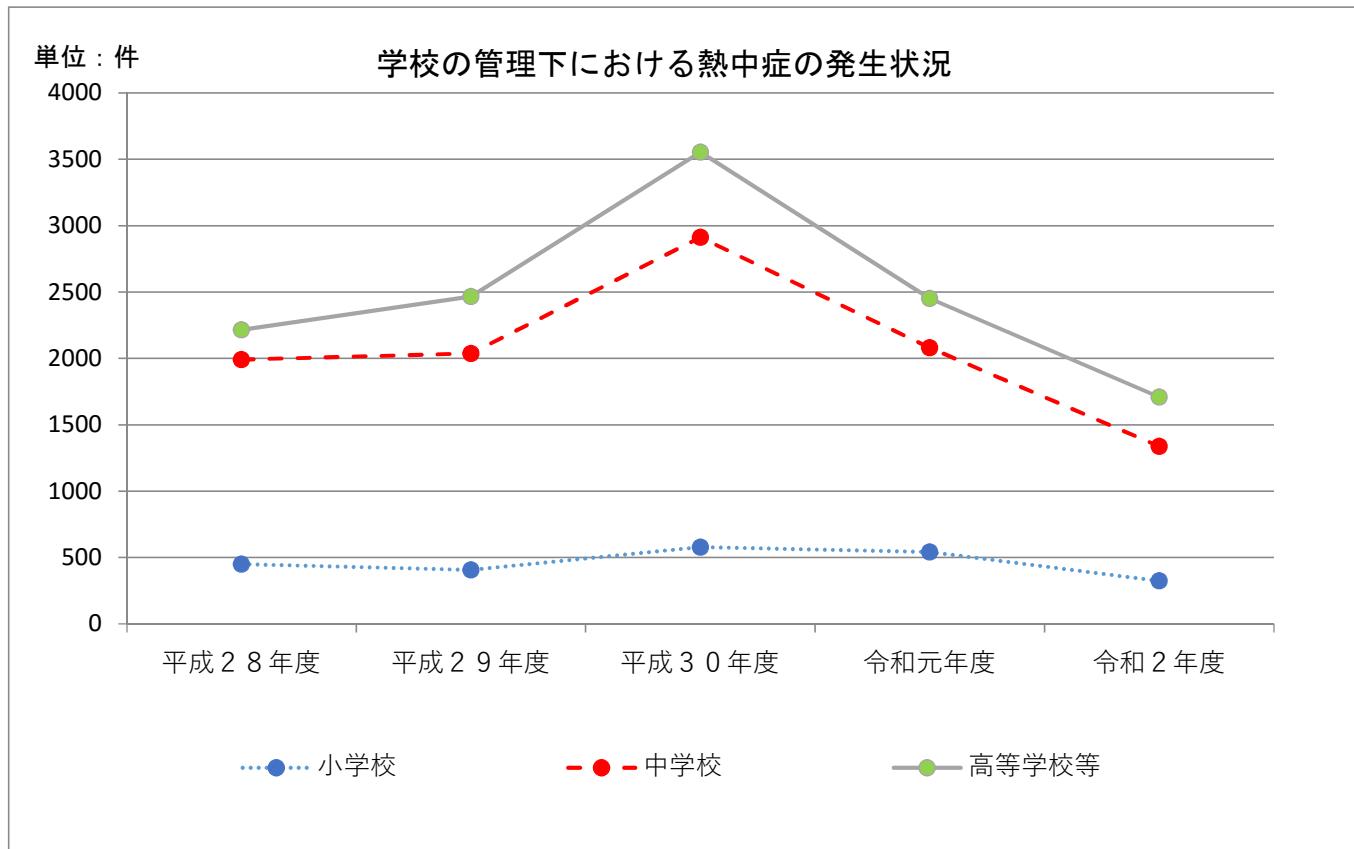
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2966)
E-mail : anzen@mext.go.jp

学校の管理下における熱中症の発生状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	451	408	579	541	324
中学校	1,992	2,038	2,912	2,081	1,338
高等学校等	2,216	2,467	3,554	2,452	1,709
計	4,659	4,913	7,045	5,074	3,371

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(令和2年度は速報値)



令和3年4月28日より全国で本格実施

熱中症予防のための新たな情報発信「熱中症警戒アラート」について

熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

5. 情報の伝達方法（イメージ）

1. 背景

- 熱中症による死亡者数・救急搬送人員は増加傾向にあり、気候変動等の影響を考慮すると熱中症対策は極めて重要

2. 発表方法

- 高温注意情報を、熱中症の発生との相関が高い暑さ指数（WBGT）を用いた新たな情報に置き換える

暑さ指数（WBGT）とは、人間の熱バランスに影響の大きい
気温 湿度 辐射熱 の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。
※各地域の暑さ指数は環境省の熱中症予防情報サイト参照

3. 発表の基準

- 府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数（WBGT）が33以上になると予測した場合に発表

4. 発表の地域単位・タイミング

＜地域単位＞

- 気象庁の府県予報区単位で発表
- 該当府県予報区内の観測地点毎の予測される暑さ指数（WBGT）も情報提供

＜タイミング＞

- 前日の17時頃及び当日の朝5時頃に最新の予測値を元に発表
- 報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道いただくことを想定
- 「気づき」を促すものであるため、一度発表したアラートはその後の予報で基準を下回っても取り下げない

注1) 日本生気象学会指針より引用
注2) 日本スポーツ協会指針より引用

6. 発表時の熱中症予防行動例

- 熱中症の危険性が極めて高くなると予測される日の前日または当日に発表されるため、日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要。（例）
 - 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。
 - 高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。
 - 身の回りの暑さ指数（WBGT）を確認し、行動の目安にする。
 - エアコン等が設置されていない屋外での運動は、原則中止／延期をする。
 - のどが渴く前にこまめに水分補給するなど普段以上の熱中症予防を実践する。

7. 令和3年度以降の検証について

- 令和3年度の全国展開以降、定期的に「熱中症警戒アラート」の発表状況等を踏まえた検証を実施し、効果の算出に努める。
- 継続的に検証を重ね、今後の熱中症対策の課題改善に繋げる。

関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）
(学期及び休業日)

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たつては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

新型コロナウイルス 感染症の予防

～子どもたちが正しく理解し、実践できることを目指して～

本資料の活用について

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大する中、子どもたちが健康で安全な生活を送れるよう、各学校において指導の充実を図ることが求められています。

そこで本資料では、子どもたちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、日常の指導における「ねらい」や「指導内容」を具体的に示しました。

各学校においては、これらの指導例を有効に活用し、小・中・高等学校それぞれの子どもたちの発達段階を踏まえた指導を工夫されますようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、未だ感染源や感染経路などがはつきりしていないこともあるため、その時点の最新の知見に基づき指導するように配慮してください。

指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

指導例② 感染症の予防1（手洗い）

指導例③ 感染症の予防2（咳エチケット）

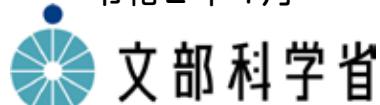
指導例④ 感染症の予防3（3つの密）

指導例⑤ 正しい情報の収集

指導例⑥ 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見

指導例⑦ 新しい生活様式

令和2年4月



【ねらい】

自分の生活や行動を振り返り、感染防止のために、一人一人が気を付けなくてはいけないことを理解し、実践できるようにする。

【指導内容】

- ウイルスは、自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えること。
- 新型コロナウイルス感染症は、現時点（令和2年4月）では、飛沫感染または、接触感染によって感染するとされていること。
- 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- ウイルスから身を守るために、換気など周囲の環境を衛生的に保ち、正しい手洗いの方法を身に付けること。
- ウイルスに感染していても症状が出ない場合があり、その人たちが、知らないうちに感染を拡めてしまうことがあること。
- 妊婦や高齢者、基礎疾患がある場合は、重症化するリスクが高いことが報告されていることから一層注意が必要であること。
- ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、「不要不急の外出を避ける」「3密を避ける」等の感染症の予防策の徹底が必要であること。
- 行動が制限されている中でも、家族や友人と、「3密」を避けて工夫した交流をすることで心身の健康を保つようすること。
- 私たち一人一人が、感染症を予防するためにできることをしつかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り適切に行動することが感染拡大防止にもつながること。

《参考資料》若者の皆様へ**【知らないうちに、拡めちゃうから。】**

疫病から人々を守るとされる妖怪「アマビエ」をモチーフに、若い方を対象とした啓発アイコンを作成しました。自分のため、みんなのため、そして大切な人のため。私たち一人ひとりが、できることをしつかりやっていく。それが私たちの未来を作ります。

国民の皆さま、引き続き、不要不急の外出や3密を避ける行動へのご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症は、罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例が多いことが報告されている一方、高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化するリスクが高いことが報告されています。皆さんご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、感染症の予防策の徹底を引き続きお願いします。



厚生労働省HPより

<テーマ>

感染症の予防1（手洗い）

【ねらい】

正しい手洗いの方法を知り、実践できるようにする。

〔指導内容〕

- 手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
(手にウイルスがついた状態で口や鼻を触ることで粘膜から感染するから)
- 手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。
(さっと洗っただけでは、爪の裏や手のしわ、指紋の間にいたウイルスが水分で浮き出て、手のひらにウイルスが広がってしまうから)
- 手のひらだけでなく、手の甲、指先、爪の間、指の間、親指の付け根、手首も洗うようにすること。(爪の間、指の間や親指の付け根などには細菌が残りやすいから)
- 洗い終わったら、清潔なハンカチやタオル、ペーパータオルなどでよくふき取って乾かすこと。また、ハンカチ等は共用しないこと。
- 爪を短く切り、清潔にしておくことも必要であること。

《参考資料》

接触感染に注意！

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、接触感染に注意が必要です。

人は、“無意識に”顔を触っています!

目 3回
口 4回
鼻 3回

そのうち、目、鼻、口などの粘膜は、約44パーセントを占めています！

手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！

※手洗いの効果（イメージ図）

手洗いなし	流水で15秒すすぎ	ハンドソープで10秒 もみ洗い後、 流水で15秒すすぎ	ハンドソープで10秒 もみ洗い後、 流水で15秒すすぎ まじめ
約100万個	約1万個	1/100 約100個	1/100万 1個

(参考文献) 森功次他 : 感染症学雑誌.80:496-500(2006)

手洗いの、5つのタイミング

- 公共の場所から帰った時
- 咳やくしゃみ、鼻をかんだ時
- ご飯を食べる時
- 病気の人のケアをした時
- 外にあるものに触った時

厚生労働省ホームページから

【ねらい】

「3つの咳エチケット」と「正しいマスクの付け方」を知り、実践できるようにする。

〔指導内容〕

- 飛沫感染とは、感染者の咳やくしゃみ、つばとともに放出されたウイルスを他者が口や鼻から吸い込んで感染することを言う。(飛沫は1~2m飛ぶと言われています。)
- 飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。

<3つの咳エチケット>

- ① マスクを着用する。(口・鼻を覆う。)
- ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
- ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。

<正しいマスクのつけ方>

- ① 鼻と口の両方を確実に覆う。
- ② ゴムひもを耳にかける。
- ③ 隙間がないよう鼻まで覆う。

《参考資料》

②咳エチケット



何もせずに
咳やくしゃみをする

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
(口・鼻を覆う)

袖で口・鼻を覆う

「3つの咳エチケット」首相官邸・厚生労働省

<テーマ>

感染症の予防3（3つの密）

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症を予防するための3つの密を理解し、適切に行動できるようにする。

〔指導内容〕

- 1 換気の悪い密閉空間（空気の入れ替えのできない場所、窓のない場所）
- 2 多数が集まる密集場所（たくさんの人人が集まる場所）
- 3 間近で会話や発声をする密接場面（人と人との間が近い場面）
 - この3つの条件がそろう場所では、クラスター（集団）発生のリスクが高いこと。
 - 日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないように工夫することが必要であること。
 - 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすること。

《参考資料》

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

「密閉」「密集」「密接」しない!

- 「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意！

他の人と十分な距離を取る!

2メートル

窓やドアを開けこまめに換気を!

屋外でも密集するような運動は避けましょう!
少人数の散歩やジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取りましょう!
・多人数での会食は避ける
・隣と一つ飛ばしに座る
・互い違いに座る

会話をするときはマスクをつけましょう!

5分間の会話は1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは会話を慎みましょう!

『「密閉」「密集」「密接」しない!』

首相官邸・厚生労働省

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

3つの密を避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

■ 厚生労働省フリーダイヤル
0120-565653

■ 厚生労働省
検索

3つの密を避けるための手引き

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関する情報を得るためにどうしたらよいか考え、実践できるようとする。

【指導内容】

- 公的機関などがホームページ等で提供する正確な情報を入手し冷静な行動をとること。
 - ・首相官邸、厚生労働省、文部科学省、国立感染症研究所など
- SNS で氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
- 情報が多くなると必要以上に不安や心配な気持ちを引き起こす恐れがあるので、新型コロナウイルス感染症に関する情報やニュースをずっと読み続けるのは避けたほうがよいこと。
- 心配なことがあつたら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。

《参考資料》**首相官邸ホームページ**

<https://www.kantei.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～
- ・感染症対策特集～様々な感染症から身を守りましょう～ 等

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・国内の発生状況
- ・新型コロナウイルス感染症に関するQ&A 等

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・やってみよう！ 新型コロナウイルス感染症対策 みんなでできること

国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

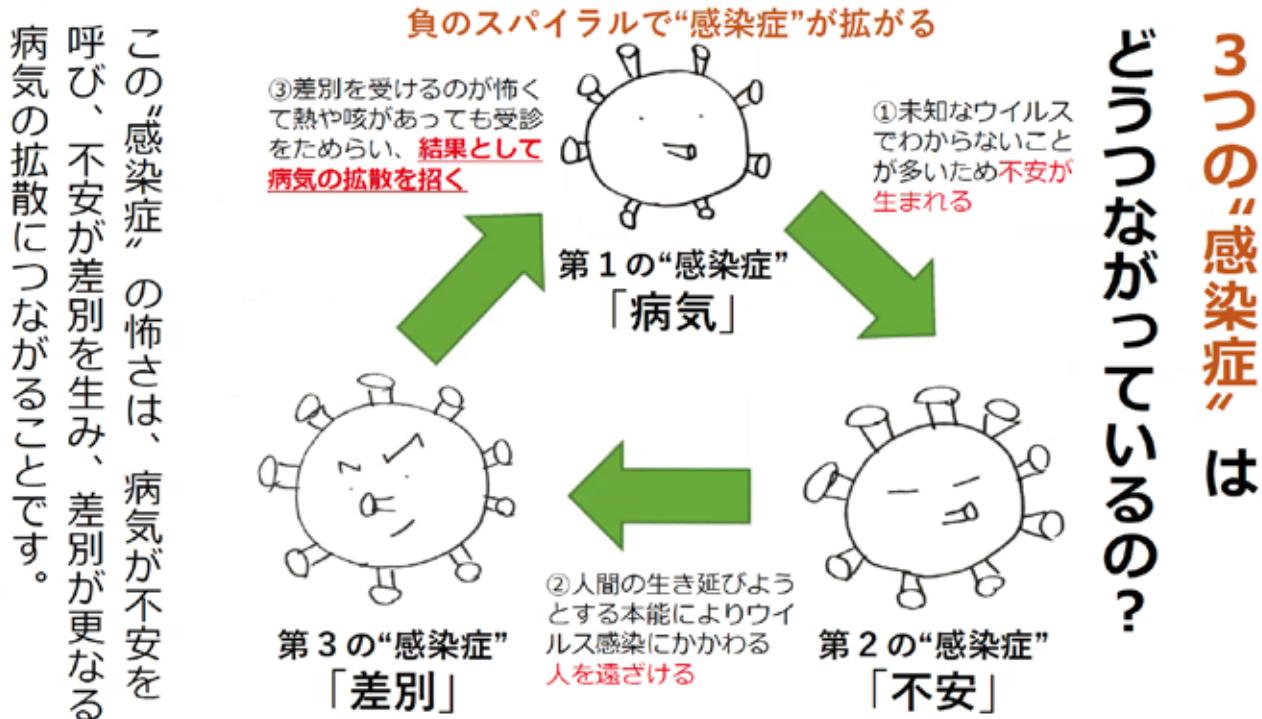
- ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ

[ねらい]

新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるようとする。

[指導内容]

- 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。
- 見えないウイルスへの不安から、特定の対象（※1）を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こること。
 ※1 ・感染症が広がっている地域に住んでいる人 ・咳をしている人
 ・マスクをしていない人 ・外国から来た人
- 差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であること。

《参考資料》

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する生活について考え、基本的な感染対策を学校生活だけでなく家庭でも継続して実践できるようにする。

〔指導内容〕

- 感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）を継続すること。
- 自分たちの身近な生活において、3密を避けるための工夫について考え、家庭でも話し合い、実践できることにすること。その際、学んだことを子供たちから家族に伝えるなど、自らの生活を工夫することについて主体的に取り組めるようにすること。
- ・ 買い物や外出は必要最低限にし、人混みを避け、人との距離を取るようにすること。
- ・ 公共交通機関を利用する場合、会話は控えめにし乗客が少ない時間帯に利用すること。
- ・ 地域の感染状況に注意をし、感染が流行している地域への移動は控えること。
- ・ オンライン・電話による診療や服薬指導などの便利な仕組みを知り、活用できるようにすること。

《参考資料》

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的な感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人と人の間隔は、足りなければ、マスク（鼻と口）空けても。
- 運びついでいるなら、鼻と口は外す。
- 会話をする際は、可能な限り、直面を避けます。
- 家内にいるときは、会話をすることは、マスクがなくともマスクを着用。
- お風呂に入ったままで、手洗いを。
- 手洗いは、運送機関などで必ず、石鹸で、水で洗う（手指消毒液の使用も可）。

※ 喀痰を咳き飛ばすような重複化リスクの高い人たちは、体調管理をより慎重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が広がっている地域からの移動、感染が広がっている地域への移動は控える。
- 乗車者はひかえめに、出張はやむを得ない場合に。
- 降車したときのため、誰とどこで会ったかをモモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を豊かにするための基本的生活様式

- お出かけ・手洗い・手拭消毒
- 口呼吸の確認
- 身体的距離の確保
- 3密（密集、密接、密閉）
- 健康の体温測定
- 健康チェック
- お風呂
- 食事
- 手洗い

(3) 日常生活の各種面での生活様式

買い物

- お酒類を利用
- 1人または少人数でいたい時間。
- 電子決済の利用
- 計画を立てて、楽しく購入。
- ランチなどは、飲食店への接触は控えめに。
- レジに並ぶときは、前にスペース。

運動・スポーツ等

- 公園は、すいた時間、場所を確保。
- トレイルやハイキングで、公園を利用。
- ジョギングは、自宅で、公園で。
- すぐ飛ぶときは、距離をとるマナー。
- 跳ねるときは、跳ねる範囲。
- 歌や応援は、十分な距離をオンライン。

(4) 飲食の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務、自転車通勤で、ゆったりと、□ オフィスはひろひろと。
- 会議はオンライン、□ 名前変換はオンライン、□ 会議での打合せは、準備とマスク。

※ 基本ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

新型コロナウイルス感染の懸念から、
お手持ちの電話やスマートで医療機関に相談や受診することができます。

電話・オンラインによる診療がますます便利になります。

高額な機器や難しいシステムは不要です。
※実施していない医療機関もあります。

1 診療内容の確認
電話・オンライン診療を行っているか確認
受診しようと考えている医療機関のホームページを確認
該当するか、直接医療機関の窓口に電話で問い合わせ
「どうぞ診療を受けていただけますか？」
ご連絡ください。

2 事前の予約
電話の場合
電話番号は、医療機関から発信がある
か、オンラインで接続され、
し、保険証など
の情報を医療機
間に伝えたりで
予約します。

3 診療
かかりつけ医師または最寄りの医療機関
まずは、電話からかかっているかかりつけ医等
にご連絡ください。
かかりつけ医等と連絡できない方は、下記の
かんたん診療券（電子健康証明・オンラインによる診療
を行っている医療機関）にご連絡ください。
※連絡の際には、すぐ
に連絡を希望される場合は、
あわせて、お問い合わせの
ご連絡をお願いします。

4 診療後
医療機関への返却を希望された
医療機関へ返却して受取るよ
う指示された場合は、必ず医療
機関に直接かかるようにしてく
ださい。

※他の方を受けた場合
薬が処方され、薬の配達を希望
する場合は、薬を出してもらう
薬局の場所を医療機関に伝ええた
上で、診察後、薬局に連絡して
ください。

オンライン診療の場合
オンライン診療の場合、
医療機関によって予約方法
は異なります。
詳くは各医療機関のカ
ムページをご覧ください。

受払い方法の確認
受取の際は、
予約の際は、支払い
方法についても確認します。

上記の流れは一例です。医療機関によって異なる場合があります。

電話やオンラインによる受診が可能な医療機関のリストや
今回の限られた取り組みについては厚生労働省のホームページをご覗ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/bunya/kenko/lyyou/itsuyou/mysy/index_00014.html

《出典・参考資料》



首相官邸・厚生労働省

<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf>



首相官邸・厚生労働省

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062975.pdf>



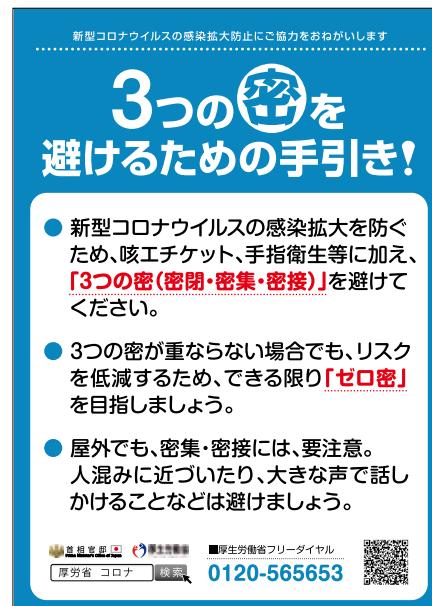
首相官邸・厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin



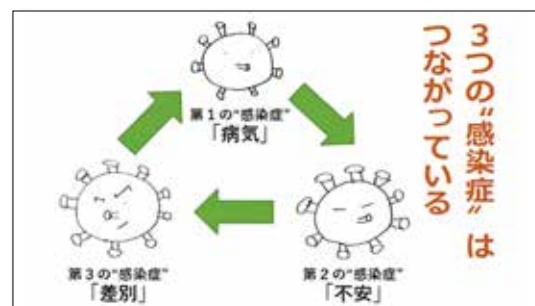
首相官邸・厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621727.pdf>



首相官邸・厚生労働省

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>



日本赤十字社

http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミンオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

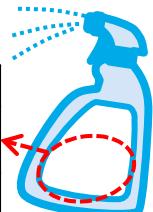
ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています（随時更新）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>
- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。



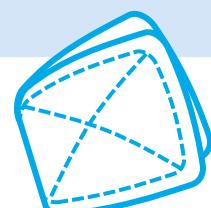
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミンオキシド)、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

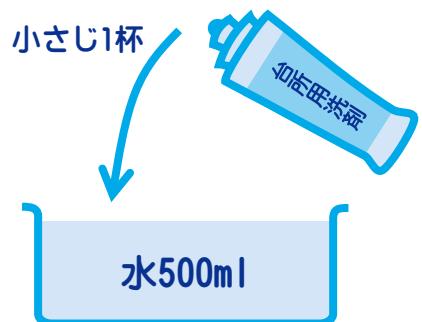
台所用洗剤を使って代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1)洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

(*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。)



(2)対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかりと拭き取るようにする。



(3)水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たつたら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。

(4)乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレー・ボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

資料 9

有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト

●本リストの説明

- (1) 本リストは、新型コロナウイルスを用いた検証で一定濃度以上の9種の界面活性剤が消毒に有効と判断(欄外注意事項参照)したことから、これらの界面活性剤「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム」、「アルキルグリコシド」、「アルキルアミノキシド」、「塩化ベンザルコニウム」、「塩化ベンゼトニウム」、「塩化ジアルキルジメチルアンモニウム」、「ポリオキシエチレンアルキルエーテル」、「純石けん分(脂肪酸カリウム)」又は「純石けん分(脂肪酸ナトリウム)」を使用時に有効濃度(有効濃度は欄外注意事項参照)以上含有するものとして事業者(事業者)からNITEに対して申告された製品を一覧表にまとめたものです。
- (2) 本リストの製品は、有効な界面活性剤を含有するものとして事業者(事業者)からNITEに対して自己申告されたものであり、製品中の界面活性剤の含有量をNITEとして保証するものではありません。
- (3) NITEは、9種類の界面活性剤の新型コロナウイルスへの「物品の消毒」に対する有効性の検証を行ったものであり、安全性の検証は行っておりません。また、手指や皮膚、空間噴霧はNITEの検証の対象外となっています。このため、本リストの製品は、これらに対する有効性や安全性を示すものではありません。
- (4) 本リストは、事業者名(五十音順)ごとに掲載しています。

●住宅家具用洗剤など

事業者名(五十音順)	製品名	用途	該当する界面活性剤	凡例:赤字は主な修正部分 リスト追加日
アクリサンダー株式会社	ボリケアGM300	プラスチック板用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	6月18日
アース製薬株式会社	らくハビ わらってバブルートイレノズル	住宅家具洗浄剤	アルキルグリコシド	2020/7/13
アズマ工業株式会社	乳酸カビトリーナー洗浄効果プラス TKパックで簡単!油汚れ取りま専科 TKパックで簡単!水あか取りま専科	住宅家具用洗剤 住宅用洗剤(キッチン用) 住宅用洗剤(住宅用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルグリコシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/3 2020/6/8 2020/6/10
ADEKAクリーンエイド株式会社	セーフメイトウロックスプレー	住居家具用洗剤	塩化ジアルキルジメチルアンモニウム 塩化ベンザルコニウム	2020/5/29 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム追加
株式会社アルボース	サニセイバー除菌クリーナー	環境表面用除菌洗浄剤	アルキルグリコシド アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	2021/2/26
イビケン株式会社	ウイルヘルスプレー	環境表面用除菌洗浄剤	塩化ベンザルコニウム	2021/5/7
インフィニティ株式会社	SC-1000(20%希釈液)	多目的クリーナー	アルキルグリコシド	2021/5/12
エイ・エフ・エム・ジャパン株式会社	除菌クリーンPRO	住宅家具用洗剤	塩化ジアルキルジメチルアンモニウム	2020/9/30
エコソフィ株式会社	エコソフィ エコソフィT	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2021/9/9
恵美須薬品化工株式会社	エビスクリーン10 スタークリオント	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2021/9/9
株式会社ONEON	サルースキュー除菌消臭スプレー フィンガータイプ サルースキュー除菌消臭スプレー トリガータイプ	住宅家具用洗剤、環境表面用除菌洗浄剤 住宅家具用洗剤、環境表面用除菌洗浄剤	塩化ベンザルコニウム 塩化ベンザルコニウム	2021/4/9 2021/4/9
オーブ・テック株式会社	ウイルスショットキラーマルチ洗剤	住宅用・家具用合成洗剤	純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/9/7
花王株式会社	キッチャンマジックリン消臭プラス かんたんマイセット ガラスマジックリン フローリングマジックリン つや出しスプレー 食卓クイックルスプレー (ほのかな緑茶の香り、レモンの香り)	住居家具用洗剤(台所周り用) 住居家具用洗剤(住宅家具用) 住居家具用洗剤(住宅家具用) 住居家具用洗剤(住宅家具用) 住居家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミノキシド アルキルアミノキシド アルキルグリコシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	クイックルJoan 除菌スプレー	住居家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	クイックル ホームリセット 泡クリーナー	住居家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミノキシド アルキルグリコシド	2020/10/23
	バスマジックリン	住居家具用洗剤(お風呂用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム 純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/06/26 脂肪酸ナトリウム追加
	バスマジックリン 泡立ちスプレー	住居家具用洗剤(お風呂用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム 純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/06/26 脂肪酸ナトリウム追加
	バスマジックリン 泡立ちスプレー SUPER CLEAN (グリーン・ハーブの香り、アロマローズの香り、香りが残らないタイプ)	住居家具用洗剤(お風呂用)	塩化ベンザルコニウム 純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/06/26 脂肪酸ナトリウム追加
	バスマジックリン 泡立ちスプレー 除菌・抗菌 アルコール成分プラス	住居家具用洗剤(お風呂用)	塩化ベンザルコニウム 純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2021/4/19
	すっごい掃除水そのまま使えるタイプ すっごい掃除水濃縮タイプ	台所及び住居家具用洗剤 台所及び住居家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ジョフレおふろの洗剤 ジョフレトイの洗剤 カネコおふろの洗剤5kg	浴室用合成洗剤 トイレ用合成洗剤 浴室用合成洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム アルキルアミノキシド	
	キッチンクリーナー5L くらしのビフォー・アフタースプレー(無香、微香)	住宅家具用除菌剤	塩化ベンザルコニウム 純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/9/14 2021/2/3
ガナ・ジャパン株式会社	クリーンアップ株式会社 パバイオのカクリアくん	住宅家具用洗剤	純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/9/18
国際科学工業株式会社	外装レスキュー アルクリナ	住宅用合成洗剤	塩化ベンザルコニウム 塩化ベンザルコニウム	2020/9/18
株式会社コーブクリーン	CO・OPおふろクリーン CO・OPおふろクリーン除菌・消臭	おふろ用洗剤	アルキルグリコシド 塩化ベンザルコニウム	
サラヤ株式会社	サニベスト 5kg レストルームクリーナー 500mL S付	住宅・施設設備用洗浄除菌剤 トイレ用・便座・床・洗面台洗浄除菌剤	アルキルグリコシド アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	2021/9/7
株式会社SANSHIN	Dolci Boile ドルチボーレ ナチュラルウォッシュ	台所及び浴室・窓用	アルキルグリコシド	2020/6/2
サンスター株式会社	輝き洗剤 キーラ	台所周り用、お風呂用、トイレ用	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	
株式会社サンドラッグ(販売元)	いいね お風呂洗剤あわ泡スプレー いいね トイレの洗剤密着泡スプレー (ミントの香り、せっけんの香り)	浴室用合成洗剤 トイレ用合成洗剤	アルキルアミノキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2021/5/12
株式会社ジェック	EZ BARRIER SPRAY 24(イージーバリア スプレー-24)	抗菌・除菌・消臭剤 対象:住居家具等	塩化ベンザルコニウム	2021/2/5
シトラジャパン株式会社	Magic Germicide(マジックジャーミサイド) Smoke Out (スモーカウト)	住宅・施設設備用洗浄除菌剤 抗菌・除菌・消臭剤(住居家具用)	塩化ベンザルコニウム	2021/3/22
シャボン玉石けん株式会社	ふきふきせっけんバブルガード	住宅用石けん	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2021/10/4
ジョンソン株式会社	スクラビングバブル 石鹼力に強いバスクリーナーシトラスの香り	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル カビも防げるバスクリーナーフローラルの香り	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル 99.9%除菌バスクリーナーアップルの香り	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル バスフリー	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	
	スクラビングバブル油汚れに強いキッチンクリーナー	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル キッチンフリー	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	
	ミセスマイヤーズ・クリーンディキッキン＆マルチクリーナー (ラベンダー、レモンバーベナ、バジル、ハニーサックル)	住居用合成洗剤	アルキルグリコシド	
シリコン石鹼有限会社	太田さん家の手作り洗剤マルチ* (*発売元:株式会社タグ・ホールディングス:アンツ事業部)	住居用合成洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/16
セツツ株式会社	太田さん家の手作り洗剤 お風呂用	浴槽用合成洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/9/25
株式会社ソフト99コーポレーション	クリニクル 除菌アルコールジェル	住宅・家具の除菌・洗浄	アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	2020/8/6
株式会社第一化学工業所	エコプラス除菌消臭クリーナー 除菌消臭トイレクリーナー中性 除菌消臭バスクリーナー中性 除菌消臭バスクリーナー弱アルカリ性	住宅用洗剤	アルキルグリコシド	
第一石鹼株式会社	ファンスおふろの洗剤 防カビ	浴室用	アルキルグリコシド	
	ファンスおふろの洗剤 (オレンジミント、グリーンハーブ)	浴室用	アルキルグリコシド	
	ルーキー泡おふろ洗剤	浴室用	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	ファンスタイル用アルコール除菌クリーナー	トイレ用	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/11/26
	ファンスタイルの洗剤 除菌・消臭	トイレ用	アルキルグリコシド	
大日本除虫菊株式会社	ルーキートイレの洗剤	トイレ用	アルキルグリコシド	
	ルーキートイレの洗剤	トイレ用	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム アルキルグリコシド	2020/11/26
	水回り用ティンクル 防臭プラスW	流し台・洗面台まわり洗浄剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/24
	お風呂用ティンクル すぎ節タイプW	浴室用洗浄剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/24
	アミライト	アミ戸用合成洗剤	アルキルアミノキシド	2020/6/24
大日本除虫菊株式会社	淨化槽サンボール	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/24

太陽油脂株式会社	パックスナチュロン お風呂洗いせっけん 本体・詰替 パックスナチュロン トイレ洗い石けん	浴槽・住宅用 トイレ用	純石けん分(脂肪酸カリウム) 純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26 2020/6/26
株式会社ダスキン	風呂・化粧室用洗剤 トイレ用除菌・洗浄・消臭剤 TuZuKu 持続除菌洗净剂	浴室用合成洗剤 トイレ用 住居用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム ボリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/26 2020/5/26 2020/12/14
株式会社タナカ化学研究所	除菌クリーナー Clesa+(クレサプラス)	住宅・家具用除菌洗净剂	塩化ベンザルコニウム	2020/9/28
株式会社地の塩社	ウォッシュ・ウォッシュ	台所用／住宅用	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
株式会社テラモト	テラモト除菌洗净液	住宅家具用洗剤	アルキルアミンオキシド 塩化ベンザルコニウム	2021/2/18
株式会社トーカイ	リースキン キッチンF	台所周り用洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/5/29
	リースキン バスクリーナー	浴室用合成洗剤	アルキルアミンオキシド	2020/6/1
	リースキン 中性トイレクリーナー	トイレ用合成洗剤	アルキルアミンオキシド	2020/6/1
	リースキン 業務用除菌トイレクリーナー	トイレ用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/6/2
株式会社ナカヤマ	ハッピーフクリーンマジック	住宅家具用洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/7/10
	ハッピーフクリーン	住宅家具用洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/7/10
株式会社ニイタカ	ニイタカ除菌中性洗剤	住宅家具用洗剤 対象:台所周り用	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ニイタカ除菌中性洗剤E	住宅家具用洗剤 対象:台所周り用	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	
	かんたんクリーナーコンク	住宅家具用洗剤 対象:住宅家具用	アルキルアミンオキシド	
	リフレッシュ・ラボ	除菌消臭剤(中性) 対象:住宅家具用	アルキルアミンオキシド	
	ニイタカ除菌トイレクリーナー	住宅家具用洗剤 対象:トイレ用	アルキルアミンオキシド	
	バスクリーナーコンク	住宅家具用洗剤 対象:お風呂用	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	ケミガードふいてウイルス除去	住宅家具用洗剤	アルキルアミンオキシド 塩化ベンザルコニウム	2020/7/2
	リフガードふいて消臭＆ウイルス除去	住宅家具用洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/8/20
	ノロスター トイレクリーナー	住宅家具用洗剤 対象:トイレ用	アルキルアミンオキシド	2021/8/2
	ノロスター VGクリーナー	住宅家具用洗剤 対象:住宅家具用	アルキルアミンオキシド 塩化ベンザルコニウム	2021/9/22
ニッショウ機器株式会社	カビきれい	カビ・汚れ用洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/9/18
日本アムウェイ合同会社	L.O.C.ハウスクリーナー	住宅家具用洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミンオキシド	
	キッチンクリーナー	台所周り用洗剤	アルキルグリコジド アルキルアミンオキシド	
	ガラスクリーナー	ガラス用洗剤	アルキルアミンオキシド	
日本合成洗剤株式会社	ニチゴー泡スプレーOFロ洗剤	住宅用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ニチゴー泡スプレートイレ洗剤	住宅用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ニチゴー泡スプレー油汚れクリーナー	住宅用合成洗剤	アルキルアミンオキシド	
	ニチゴー泡スプレーガラスクリーナー	住宅用合成洗剤	アルキルグリコジド	
日本シャクリー株式会社	シャクリー ゲットクリーン ベイシック エイチ ツー	台所・住居用洗剤	アルキルグリコジド ボリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/26
日本流通産業株式会社 (販売元)	くらしモア おふろの洗剤	住宅用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/7/2
	くらしモア トイレの洗剤	住宅用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/7/2
株式会社ハイネリー	トイレクリン	トイレ用	純石けん分(脂肪酸カリウム・脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26
株式会社バスクリン	バスピカ	浴室用(お風呂用)洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	
株式会社ハル・インダストリ	バスピカプロマ泡スプレー	住宅家具用洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/7/31
株式会社オーノーブラス	NANO TOP スプレー 500ml	住宅家具用洗剤	脂肪酸カリウム	2021/1/21
	NANO TOP 2倍濃縮詰替用 1L/2L/4L/18L	住宅家具用洗剤	脂肪酸カリウム	2021/1/21
	NANO TOP オリーブ入り フォームタイプ 400ml	住宅家具用洗剤	脂肪酸カリウム	2021/1/21
	NANO TOP オリーブ入り 詰替用 1L/2L/4L/18L	住宅家具用洗剤	脂肪酸カリウム	2021/1/21
プレミアム・カーケア・ジャパン株式会社	オートクリム マルチ・サーフェス・サイナイザー	住宅家具用除菌剤	塩化ジアルキルジメチルアンモニウム	2020/11/10
株式会社プロスタッフ	オールマイティーマルチクリーナー	住宅家具用洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/23
株式会社ベムパートナー	MAMORU(除菌・抗菌・消臭スプレー)	住宅・家具用洗浄除菌剤	塩化ベンザルコニウム	2021/1/26
株式会社ベリカ	ペリクリーン エア 除菌・消臭スプレー	住宅・家具の除菌・洗浄	塩化ベンザルコニウム	2020/9/30
ペルテック株式会社	除菌消臭剤サラトル	住宅・施設・設備用 除菌消臭剤	塩化ベンザルコニウム	2021/4/22
マルフケミア株式会社	すまいの洗剤	住宅家具用洗剤	アルキルアミンオキシド	
ミツエイ株式会社	ハーバルスリーおふろ用洗剤	浴室用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/5/29
	スマイルチョイスおふろ用洗剤	浴室用合成洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/5/29
	スマイルチョイス オレンジおふろ用洗剤	浴室用合成洗剤	アルキルアミンオキシド	2020/5/29
	スマイルチョイス トイレ用洗剤	浴室用合成洗剤	アルキルアミンオキシド	2020/5/29
ミマスクリーンケア株式会社	緑の魔女泡タイプ(トイレ用)	トイレ用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルグリコジド	
ミヨン石鹼株式会社	緑の魔女泡タイプ(お風呂用)	浴室用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルグリコジド	
メリードゥビューティプロダクツ株式会社	暮らしの重曹せっけん泡スプレー	住宅家具用洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/7/2
株式会社芽瑠	マク洗 お掃除クリーナー「TOMIE(トミエ)」	住宅家具用洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/5/27
ユシロ化学工業株式会社	お掃除クリーナー「Brighten(ブライトン)」	住宅家具用洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/28
ユニバーサル・データージェント株式会社	除菌が出来る中性多目的クリーナー	住宅家具用洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/9/18
株式会社ユーオーニイタカ (販売元)	マスク ウオッシュ 90ml	住居用、洗濯用合成洗剤(マスクやフェイスシールド、ドアノブやテーブルなどの除菌、洗浄用)	アルキルグリコジド アルキルアミンオキシド ボリオキシエチレンアルキルエーテル	2021/6/16
株式会社ユーオーニイタカ (販売元)	パソコンパクト	住宅家具用洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2
株式会社友和	ホームケアシリーズ外壁汚れ用	住居用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	
	重曹+お酢 台所クリーナー	住居用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	
	コンクリーン	住居用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	
	技シリーズ 石材外壁クリーナー	住居用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	
	ホームケアシリーズ風呂汚れ用	浴室用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
	お部屋のかび取りクリーナー	カビ取り用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
	Dochi-Mo	浴室・トイレ用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
ライオン株式会社	レンジまわりのルック	住居(キッチン用)合成洗剤	アルキルアミンオキシド	
	ルックプラス バスタブクレンジング (クリアシトラスの香り、フローラルソープの香り)	浴室用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ルックプラス バスタブクレンジング 銀イオン+	浴室用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	
	業務用強力ルック* (*業務用流通、Eコマースで入手可)	住居用合成洗剤	アルキルアミンオキシド	
	おふろのルック	浴室用合成洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
	業務用バスルック	浴室用合成洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
	メディプロ バスクリーナー	おふろ用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	
	メディプロ トイレクリーナー	トイレ用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ブイシャット 家具用洗剤	住宅家具用洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルグリコジド 塩化ベンザルコニウム	2021/10/11
	カベ紙クリーナー&コート	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	塩化ベンザルコニウム	2020/6/5
株式会社リンレイ	アミ戸クリーナー	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミンオキシド	2020/6/5
ロケット石鹼株式会社	ハイジェニック除菌クリーナー中性	住宅家具用洗剤	塩化ベンザルコニウム	2021/4/19
	マイバスクリーナー	浴室用合成洗剤	アルキルアミンオキシド ボリオキシエチレンアルキルエーテル	
	awasお風呂洗剤泡ローズ	浴室用合成洗剤	アルキルアミンオキシド ボリオキシエチレンアルキルエーテル	
	マイトイクリーナー	トイレ用合成洗剤	ボリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミンオキシド	
	スーパーバスクリーナー 4L	浴室用合成洗剤(業務用)	アルキルアミンオキシド ボリオキシエチレンアルキルエーテル	
	スーパートイクリーナー 4L	トイレ用合成洗剤(業務用)	ボリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミンオキシド	

●台所用合成洗剤など

事業者名(五十音順)	製品名	該当する界面活性剤	リスト追加日
株式会社アルボース	アルファインT-5	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/12
	ナチュラルソープKT	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/7/10
アンキッキ協栄株式会社 (販売元)	エコ ラ・ピカ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2
	うるおい台所せっけん 本体・詰め替え しつどり台所せっけん 本体・詰め替え	純石けん分(脂肪酸カリウム) 純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26 2020/6/26
エスケー石鹼株式会社	ファーファ ココロ 食器用洗剤 本体 260g	アルキルアミンオキシド	
	キュキュット ハンドマイルド パフオーミイ*	アルキルグリコシド	
花王株式会社	(*販売会社: 花王プロフェッショナル・サービス株式会社 業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可)	アルキルグリコシド	
	モアコンパクト*	アルキルグリコシド	
カネヨ石鹼株式会社	バイオガード中性洗剤*	アルキルグリコシド アルキルアミンオキシド	
	(*販売会社: 花王プロフェッショナル・サービス株式会社 業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可)		
株式会社亀の子東子西尾商店	ソーブン (フレッシュ、オレンジ、グレープフルーツ)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	ハーブメント除菌オレンジ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
サンスター株式会社	台所用洗剤4L	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	台所用洗剤パック・イン・ボックス	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
株式会社サンドラッグ (販売元)	台所用洗剤18L	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	亀の子ウォッシュ 無香料	アルキルグリコシド	2020/8/12
株式会社ジェフダ (販売元)	亀の子ウォッシュ シトラス	アルキルグリコシド	2020/8/12
	UFDA スーパークリーンコンク	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2
株式会社ジョリーブ	ルナボニート食器用洗剤	アルキルグリコシド	2020/8/4
	太田さん家の手作り洗剤プロ*	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/6/16
シロン石鹼有限会社	(*発売元: 株式会社タグ・ホールディングス: アンツ事業部)		
	はんなり美*	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/6/16
セツツ株式会社	(*発売元: 有限会社ワизコーポレーション)		
	太田さん家の手作り洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/9/25
第一石鹼株式会社	太田さん家の手作り洗剤レモン	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/9/25
	ダイバーコーリーンコンク	アルキルアミンオキシド	
セツツ株式会社	ダイバーコーリーンリッチ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	パロンゴールド	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/5/29
第一石鹼株式会社	キッチャンクラブ 濃縮フレッシュ除菌オレンジ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	キッチャンクラブ フレッシュ 弱酸性ピングクレープフルーツ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
太陽油脂株式会社	パックスナチュロン 台所のせっけん 本体・詰替	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
	スワイプ サムシンエルス	アルキルグリコシド アルキルアミンオキシド	2020/7/2
株式会社地の塩社	スワイプ フレッシュ	アルキルグリコシド	2020/7/2
	フルーツ&ベジタブルウォッシュ (果物野菜洗い)	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
株式会社トーカイ	リースキン 台所用洗剤	アルキルグリコシド	2020/5/29
	長野油化工業有限会社	クリーンAせっけん	純石けん分(脂肪酸カリウム)
株式会社ニイタカ	スーパーサラセン	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	マイソフトコンク	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
株式会社ハイネリー	マイソート	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	キッチャン純 さらら	純石けん分(脂肪酸カリウム・脂肪酸ナトリウム) 純石けん分(脂肪酸カリウム・脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26 2020/6/26
プロクター・アンド・ギャンブルジャパン株式会社	ジョイコンパクト (ハレンジオレンジ、フローラグレープフルーツ、ローマミント)	アルキルアミンオキシド	
	除菌ジョイ コンパクト (除菌、緑茶の香り、スパークリングレモンの香り)	アルキルアミンオキシド	
株式会社フロムシステムダイレクト (販売元)	ジョイボタニカル (レモングラス&ゼラニウム、ベルガモット&ティーツリー、マイルドローズ&ワイルドペリー)	アルキルアミンオキシド	
	P&Gプロフェッショナル 除菌ジョイコンパクト 業務用*	アルキルアミンオキシド	
株式会社ボーラ (販売元)	クリーン S-1	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2
	ソフィカルの洗剤 マイルキッチャンウォッシュ	アルキルグリコシド アルキルアミンオキシド	2020/7/2
株式会社マツモトキヨシホールディングス (販売元)	MK台所用洗剤(ライム、オレンジ)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/9/8
	台所用液体せっけん(本体、詰め替え)	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
松山油脂株式会社	粹練リサイクルせっけん(固形石けん 80g)	純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26
	キッチャンリキッドドーナー無香料(本体・詰め替え)*	純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26
マルフクケミファ株式会社	(*販売会社: 株式会社マークスアンドウェブ)		
	タイムリーフレッシュ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
ミツエイ株式会社	KiRei 食器用洗剤 (オレンジの香り、レモンの香り、香料無配合)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	タイムリーフレッシュ1/2	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
ミスマスクリーンケア株式会社	ハイパールフレッシュ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	スマイルチヨイス 食器洗い洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/5/29
ミヨン石鹼株式会社	ハイパールフレッシュコンパクト (ライム、オレンジ)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ボリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
	ハイパールフレッシュ 重曹	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ボリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
横浜油脂工業株式会社	ミマスレモン	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/22
	無添加 食器洗いせっけん(本体・詰替)	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/7/2
ライオン株式会社	無添加 台所用せっけん (固型)	純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/7/2
	白いふきん洗い (固型)	純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/7/2
ライオンハイジーン株式会社 (*業務用流通、Eコマースで入手可)	ハマユーライト 18kg	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/6/12
	チャーミー マジカ酵素+ (フルーティオレンジの香り、フレッシュグリーンアップルの香り、フレッシュビンクベリーの香り)	アルキルアミンオキシド	
ロケット石鹼株式会社	チャーミー マジカ除菌+ (フレッシュラズベリーグリーンの香り)	アルキルアミンオキシド	
	チャーミー マジカ速乾+カラッと除菌 (シラスマントの香り、ホワイトローズの香り、クリアレモンの香り)	アルキルアミンオキシド	2021/4/14
ライオンハイジーン株式会社 (*業務用流通、Eコマースで入手可)	チャーミー 泡のチカラ手肌プレミアム	アルキルアミンオキシド	
	ママレモン	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
ライオンハイジーン株式会社 (*業務用流通、Eコマースで入手可)	チャーミーマイルド	アルキルアミンオキシド	
	業務用Magica除菌+プロフェッショナル*	アルキルアミンオキシド	
ロケット石鹼株式会社	業務用マジカモード*	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	業務用ライボンド 液体*	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
ロケット石鹼株式会社	業務用ライボンド 粉末*	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	(*業務用流通、Eコマースで入手可)		
ロケット石鹼株式会社	セルシアコンクα	アルキルアミンオキシド	
	セルシア速乾マイルド	アルキルアミンオキシド	
ロケット石鹼株式会社	マイフレッシュ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	フレッシュ (オレンジオイル配合、弱酸性ピングクレープフルーツ、フルーツ酸配合グリーンアップル)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
ロケット石鹼株式会社	フルーツ酸フレッシュコンパクト	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	エンジョイアワーズ台所用洗剤 (フルーツ、柑橘系)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
ロケット石鹼株式会社	マイキッキン 4L	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	

日本石鹼洗剤工業会・日本石鹼洗剤工業組合から提供された情報・データ及び事業者から提供された情報・データより抜粋(10/11現在)

●注意事項(使用者の皆様へ)

- (1) 詳しくは、【新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会最終報告】(<https://www.nite.go.jp/data/000111315.pdf>)をご確認ください。
- (2) 本リストへの掲載判断は、事業者からの申告内容に基づき行っており、NITEでは製品中の界面活性剤の含有量の試験は行っておらず、また界面活性剤の安全性の検証も行っておりません。このため、製品中の界面活性剤の含有量及び製品の安全性についてNITEが責任を負うものではありません。
- (3) 「物品の消毒」を安全に行うため、製造者(事業者)が提供する説明書等に記載された用途、使い方に従い、使用上の注意を守って、正しくお使いください。誤飲誤用したとき(飲み込んだとき、目に入ったとき等)は、説明書等に記載された応急処置等を速やかにとつてください。
- (4) 本リストに掲載していない製品にも、有効性が確認された界面活性剤が含まれている可能性があります。
- (5) 本リストに掲載していた製品であっても、界面活性剤成分の変更、市場における流通状況等によって、事業者からの申し出などにより、リストから削除される場合がございますので、製品を購入される際は、最新版のリストをご確認ください。
- (6) 本リストに掲載している事業者の企業活動の適法性や優良性をNITEとして保証するものではありません。
- (7) 本リストは、国民向け広報での活用を目的としたものであり、リストに掲載された個々の製品について、NITEとして薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)その他の関連する法令等における評価をしたり、効果効能等を保証するものではありません。事業者においては、商品の表示や広告において関連法規に注意して下さい。

●注意事項(事業者の皆様へ)

- (1) 「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト」への製品の追加及びリスト更新受付は2021年9月30日をもって停止しました。
- (2) 界面活性剤成分の変更によって使用時に必要な濃度を満たさなくなったとき、製品の販売を停止したとき、長期間にわたって製品を供給できなくなったときは、速やかにdmtf-koho@nite.go.jpまでご連絡ください。
- (3) NITEに対して申告された内容に誤りがある等の理由により、使用時に必要な濃度を満たさないことが明らかとなったときは、事業者からの申し出の有無に拘わらず、当該製品をリストから削除します。
- (4) 本リストは、国民向け広報での活用を目的としたものであり、リストに掲載された個々の製品について、NITEとして薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)その他の関連する法令等における評価をしたり、効果効能等を保証するものではありません。事業者においては、商品の表示や広告において関連法規に注意して下さい。

●注意事項(9種の界面活性剤の名称と含有すべき有効濃度)

- ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(0.1%)
- ・アルキルグリコシド(0.1%) (* 2)
- ・アルキルアミノオキシド(0.05%) (* 2)
- ・塩化ベンザルコニウム(0.05%)
- ・塩化ベンゼトニウム(0.05%)
- ・塩化ジアルキルジメチルアンモニウム(0.01%) (* 2)
- ・ポリオキシエチレンアルキルエーテル(0.2%) (* 2)
- ・純石けん分(脂肪酸カリウム)(0.24%)
- ・純石けん分(脂肪酸ナトリウム)(0.22%)

(* 1) ここで「使用時の濃度」とは、説明書等に記載された希釈濃度のうち、一番薄い濃度をいいます。例えば、記載された希釈濃度が「50倍希釈」と「150倍希釈」の場合、「使用時の濃度」は「150倍希釈時の濃度」となります。

(希釈せず原液のまま使うタイプの住宅家具用洗剤の場合、原液に含まれる界面活性剤の濃度が「使用時の濃度」となります。)

(* 2) ここで「アルキル」とは、「長鎖アルキル基」を意味します。

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



- 【使用時の注意】
- ・換気をしてください。
 - ・家事用手袋を着用してください。
 - ・他の薬品と混ぜないでください。
 - ・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下の参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	<p>水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)*</p> <p>*次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から 3 ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。</p>
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

*上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶
[こちらをクリック](#)



注意!

次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）とは別のものです。

新型コロナウイルス対策

「次亜塩素酸水」を使って モノのウイルス対策をする場合の 注意事項

アルコールとは使い方が違います

拭き掃除には、有効塩素濃度 80 ppm 以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム等の粉末を水に溶かしたものを使う場合、有効塩素濃度 100 ppm 以上のものを使いましょう。
※その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じです。

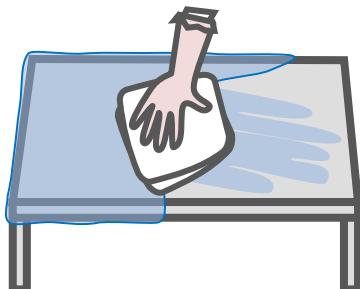
①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度 200 ppm 以上のものを使うことが望ましいです。

②十分な量の次亜塩素酸水で表面をピタピタに濡らす

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。



③少し時間をおき（20秒以上）、 きれいな布やペーパーで拭き取る

新型コロナウイルスに有効な
消毒・除菌方法一覧はこちら。



安全上の注意

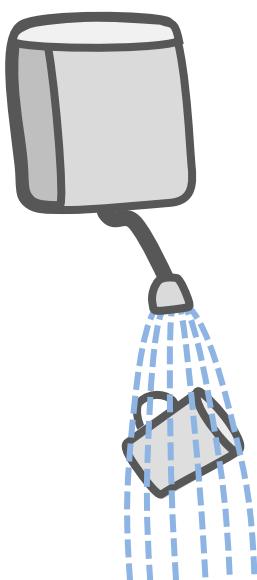
- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釈用の製品は正しく希釀して使いましょう。
- 酸と混ぜたり、塩素系漂白剤と混ぜたりすると、塩素が発生する危険があります。
(また、開栓時は、塩素が既に発生している可能性に注意してください。)
- 人が吸入しないように注意してください。人がいる場所で空間噴霧すると吸入する恐れがあります。
- 濃度が高いものを使う場合、直接手をふれず、ゴム手袋などを着用してください。

効果的に使うためのポイント

- 使用の際は、酸性度・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いため、汚れを落としてから使用してください。
- 空気中の浮遊ウイルスの対策には、消毒剤の空間噴霧ではなく、換気が有効です。

本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。

流水で掛け流す場合、有効塩素濃度35ppm以上のものを使いましょう



①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

②次亜塩素酸水の流水で、 消毒したいモノに20秒以上掛け流す

次亜塩素酸水の生成装置から直接、流水掛け流しを行ってください。

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。

③表面に残らないよう、 きれいな布やペーパーで拭き取る

次亜塩素酸水を購入・使用するときのポイント

- 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認しましょう。
- 紫外線で次亜塩素酸が分解されるため、遮光性の容器に入れるとともに、冷暗所で保管してください。
- 塩素系漂白剤等に用いられている次亜塩素酸ナトリウムは、別物です。人体への刺激性が強いので、間違えないよう表示を確認しましょう。
- ご家庭等で次亜塩素酸水を自作すると、塩素が発生する可能性があり、危険です。

※新型コロナウイルスに、次亜塩素酸水を20秒反応させたところ、35ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは100ppm以上）で、有効性が確認されました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。<https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html> なお、本評価作業は対象物と接触させて消毒する場合の効果を評価したものです。手指等への影響、空間噴霧の有効性・安全性は評価していません。

※本資料では、「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指しています。
電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含むものです。

※人体に付着したウイルスの消毒・除去や、感染の予防・治療を目的とする場合は、医薬品又は医薬部外品としての承認が必要です。現時点において「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた製品は存在しません。

本資料は、家庭やオフィス、店舗などにおいて、次亜塩素酸水を新型コロナウイルス対策に用いる場合の使用方法をまとめたものです。薬機法、食品衛生法等に基づいて使用する場合は、各法令に従ってください。



児童生徒等や学生の皆さんへ

新型コロナウイルスが広がってから、皆さんは、学校はどうなるのだろう、この先どうなるだろうと、不安だったのでないでしょうか。新しい学期を迎えるに当たって、皆さんに伝えたいことがあります。

まず、^{かんせんじょう}感染症にかかるないようにするには、いくつかの方法があります。すでに皆さんを取り組んでいるように、話をするときにはマスクをしたり、手を洗ったり、具合が悪い場合には学校を休んだりしてもらうことです。そして何より、健康的な生活を送ることが大切です。それでも、これまででも皆さんは風邪をひいたり、インフルエンザになりました。今はさらに新型コロナウイルスが課題になっています。

^{じょうじょう}この三つは、症状がよく似ています。ですから、今後、皆さんの中でもこうした症状を経験することがあるでしょう。具合が悪い人の中には、新型コロナウイルスに感染したと診断される人も身近な人の中から出るかもしれません。もちろん、それが友達だと分かったら自分は大丈夫かなと不安になることもあるでしょう。

新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。学校やクラスの中で感染することは悪いことだという雰囲気ができてしまうと、新型コロナウイルスに感染したと疑われることをおそれて、具合が悪くなってしまっても、その後は言いたいのにくくなったり、病院に行くのが遅くなったりしてしまいます。そうすると、さらに皆さんの地域で感染が広がってしまうかもしれません。

^{なお}感染した人や症状のある人を責めるのではなく、思いやりの気持ちを持ち、感染した人たちが早く治るよう励まし、治って戻ってきたときには温かく迎えてほしいと思います。もし、自分が感染したり症状があったりしたら、友達にはどうしてほしいかということを考えて行動してほしいと思います。

すでに、感染した人達が心ない言葉をかけられたり、扱いをされたりしているという事例が起きています。こうしたことが皆さんの周りでも起きないように、皆さんにも協力してほしいのです。

また、高齢者や病気がちの人は、感染すると症状が重くなってしまう危険があります。自分は元気だから大丈夫ということではなく、そのような人たちに感染させることができないよう、思いやりの気持ちを持ってほしいと思います。

新型コロナウイルス感染症が広がり、皆さんの日々の生活は一変したと思います。
以前のようには、友達と会いにくくなり、スポーツや文化に触れる機会も少なくなり、^{ふる}将来への不安やストレスを抱えている人も多いでしょう。

これまでも、私たち人間は、新型コロナウイルスのような新しい病気を経験してきました。そのたびに、世界中の研究者が病気の原因を探り、予防方法を見つけたり、薬の開発をしたりしてきました。そして、私たちは、病気と共に生きていいく。この歴史は繰り返されています。新型コロナウイルスも研究が進んで解明されれば、予防と治療ができるようになり、新たな共生生活が始まります。

私たち大人は、皆さんの応援団として、^{しょうらい}将来の見通しを持ち、未来の社会の担い手である皆さんが学ぶ機会、遊ぶ機会、交流する機会を最大限作っていきます。それまで、皆さんは今自分ができる予防をしっかりと行い、将来の目標を持ち、家庭や学校で日々の学びを続けてほしいと願っています。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

教職員をはじめ学校関係者の皆様へ

児童生徒等の学びを確保するための取組が行われているのは、学校の設置者や教職員の皆様が感染症対策と教育活動の両立に心を碎き、日々、大変な御尽力をいただいているおかげであり、心より感謝申し上げます。

本年六月から、ほとんどの学校において、教育活動が再開されていますが、児童生徒等や教職員など学校関係者の感染事例が見られるようになってきています。

そのような中、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、よりよい実践ができるよう、学校における指導が一層、重要になってきていると考えています。

文部科学省では、今年の四月に、日常における保健の指導を念頭に置いた指導資料を作成し公表しました。更に、十月には、児童生徒等が感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考え、適切な行動を取れるよう啓発する動画も作成する予定です。

児童生徒等への指導に当たっては、例えば以下の点を身に付けさせることが大切です。

- ・ 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- ・ ウィルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、基本的な感染症対策や、「三密を避ける」等の予防策の徹底が必要であること。
- ・ 誤った情報や認識、不確かな情報に惑わされることなく、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動を行うことができるようになること。
- ・ 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。感染を責める雰囲気が広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、地域での感染につながり得ること。
- ・ ウィルスに感染しても症状が出ない場合があり、自分が知らないうちに感染を広めることもあることから、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある方に接するときは注意が必要であること。

これらに加え、医療従事者や社会活動を支えている人たちへの敬意や感謝も伝えてほしいと考えています。

また、大学等の高等教育機関においても、学生の感染事例が確認されています。各大学等におかれても、引き続き、「三密を避ける」ことなど、学生への適切な注意喚起等に取り組んでいただきたいと考えています。

文部科学省としては、差別や偏見等を防ぐための取組について、今後も継続して進めてまいりますので、学校の設置者や教職員の皆様におかれましても、組織的で継続的な取組をお願いいたします。

感染症への対応は、今後、長期にわたることが想定されますが、文部科学省としても、少人数によるきめ細かな指導体制の整備について検討するなど、令和時代のスタンダードとして新しい時代の学びの環境整備に引き続き取り組んでまいります。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

保護者や地域の皆様へ

学校において、児童生徒等の学びを確保するための取組を進めることができますのは、保護者や地域の皆様に感染症対策の取組に御理解と御協力を賜っているからであり、心より感謝申し上げます。

しかし、このような取組を徹底しても学校や家庭、社会において感染するリスクをゼロにすることはできません。誰もが感染する可能性があります。その上、新型コロナウイルス感染症には未だ解明されていない点があり、ワクチンも開発中であることから、この感染症に対する不安をお持ちの方が多いと思います。

私たちは、この感染症と、この感染症がもたらした社会の変化に対して、現時点での科学的な知見や見解に基づいて、正しく向き合うことが必要です。私からは、保護者や地域の皆様に次の二点をお願いいたします。

第一に、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さないということです。

誰もが感染する可能性があるのですから、感染した児童生徒等や教職員、学校の対応を責めるのではなく、衛生管理を徹底し、更なる感染を防ぐことが大切です。

そして、自分が差別等を行わないことだけでなく、「感染した個人や学校を特定して非難する」「感染者と同じ職場の人や、医療従事者などの家族が感染しているのではないかと疑い悪口を言う」など身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、それに同調せずに、「そんなことはやめよう」と声をあげていただきたい。人々の優しさはウイルスとの闘いの強い武器になります。

感染を責める雰囲気が広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、結局は地域での感染の拡大にもつながり得ます。その点からも差別等を防ぐことは必要なことです。

第二に、学校における感染症対策と教育活動の両立に対する御理解と御協力です。

感染症への対応が長期にわたることが想定される中、学校では、感染症対策を講じつつ学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進め、子供たちの健やかな学びを最大限保障するための取組を進めていただいているところです。また、大学についても、感染症対策の徹底と、対面による授業の検討も含めた学修機会の確保の両立をお願いしております。

これから予測困難な時代を生きていく児童生徒等や学生が、必要となる力を身に付けていくことができるよう、学校の教育活動の継続への御理解と御協力を願いいたします。

新型コロナウイルスのみならず、感染症へ正しく対応するためには、最新の科学的な知見等を知ることが不可欠です。政府として、分かりやすい広報に努めているところですが、保護者や地域の皆様におかれても科学的な知見等を日々の生活に生かしていただきたいと思います。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

新型コロナウイルス感染症を理由とした 差別や偏見などでつらい思いをしたら

児童生徒等の皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口は、下記の通りです。一人で苦します、ぜひ利用してみて話をしてみてください。

- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm
- 子どもの人権110番《法務省》 0120-007-110
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>
- 都道府県警察の少年相談窓口
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>
- いのちの電話の相談 0120-783-556
一般社団法人日本いのちの電話連盟
<https://www.inochinodenwa.org/>
- チャイルドライン(18歳までの子供が対象) 0120-99-7777
<https://childline.or.jp/>
- 新型コロナこころの健康相談電話 050-3628-5672
一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人日本公認心理師協会
<http://www.jscjp.jp/info/infonews/detail?no=730>

新型コロナウイルス 差別・偏見をなくそうプロジェクト

◆プロジェクト発足の背景

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大し、学校においても感染者の発生が継続しています。こうした中、感染者やその家族、完治した人や感染症に関わる人に対する接し方について、あらためて子どもたちに考えてほしいという思いから、本プロジェクトを発足しました。子どもたちが感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画や関連資料などを制作し、公開していきますので、学校での指導に活用いただきたいと考えています。

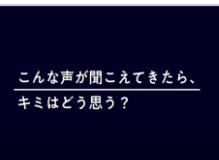
◆啓発動画の内容

日本赤十字社が発信している「3つの感染症」の考え方を参考に、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考える動画（約6分間）です。子どもたちが考えた結果を適切な行動に結びつけるよう、ワークシートや授業用教材など、指導に活用できる関連資料もあわせて公開します。また、授業内容を保護者にも共有し、協力を促す保護者向けのプリントや、学校掲示用のポスターデータなどについても制作し、啓発活動を展開していきます。



動画教材

出演：渡辺 裕太さん



動画教材では、実際に子どもたちの周りで起きている新型コロナウイルスに関する「差別・偏見」の具体的な事例を挙げ、なぜこのような「差別・偏見」の行動や考えが生まれてしまうのかを考えます。また、「病気」「不安」「差別」という「3つの感染症」の拡大をとめるために自分には今何ができるのか、不安を感じたらどうすればいいのか、感染症になった人・関わる人とどのように接するべきなのかを考える内容になっています。



授業用スライド・指導例・ワークシート



学校の先生方が活用できる授業用のスライドやワークシート、指導例を作成しました。



掲示用ポスター・保護者向けだより



学校内で継続して啓発するためのポスターなど、子供たちが学んだ授業の内容や大人が気を付けたいことを伝える保護者向けおたよりを作成しました。

申し込み締め切り日



教材の利用にはお申し込みが必要となります

学校向け教材一式は各教育委員会からの事務連絡、または企画制作受託会社ARROWSから各学校あてに送付されるFAXやDMからお申し込みいただくことができます。

◆本件に関するお問い合わせ先

株式会社ARROWS 運営事務局 | TEL: 0120-568-317 営業時間: 平日10:00~18:00

北海道の冬季の寒さに配慮した 学校の換気方法

新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」の改善には、**換気方法の工夫**が重要です。

文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.9.3 Ver.4）では、次のように示されています。

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。

効果的な換気のためには、常時換気を行うことが望ましいことから（4頁【参考】を参照）、**冬季の寒さ感を緩和しつつ「可能な限り常時」換気するための方法**を提案します。

※感染を予防できる換気の基準は明らかとなっていないため、学校環境衛生基準等に示されている換気の基準と温度を維持する方法の1つとして提案します。

換気方法の選択の流れ

教室に換気設備があるか

ある

ない

ある①

- ・壁付け換気扇
- ・天井埋込形排気装置



壁付け換気扇

天井埋込形

ある②

- ・熱交換型換気設備
- ・換気機能を持つ空調（暖房）設備



熱交換型

エアコンには換気機能がありません。
換気設備の有無と種類で選択してください。

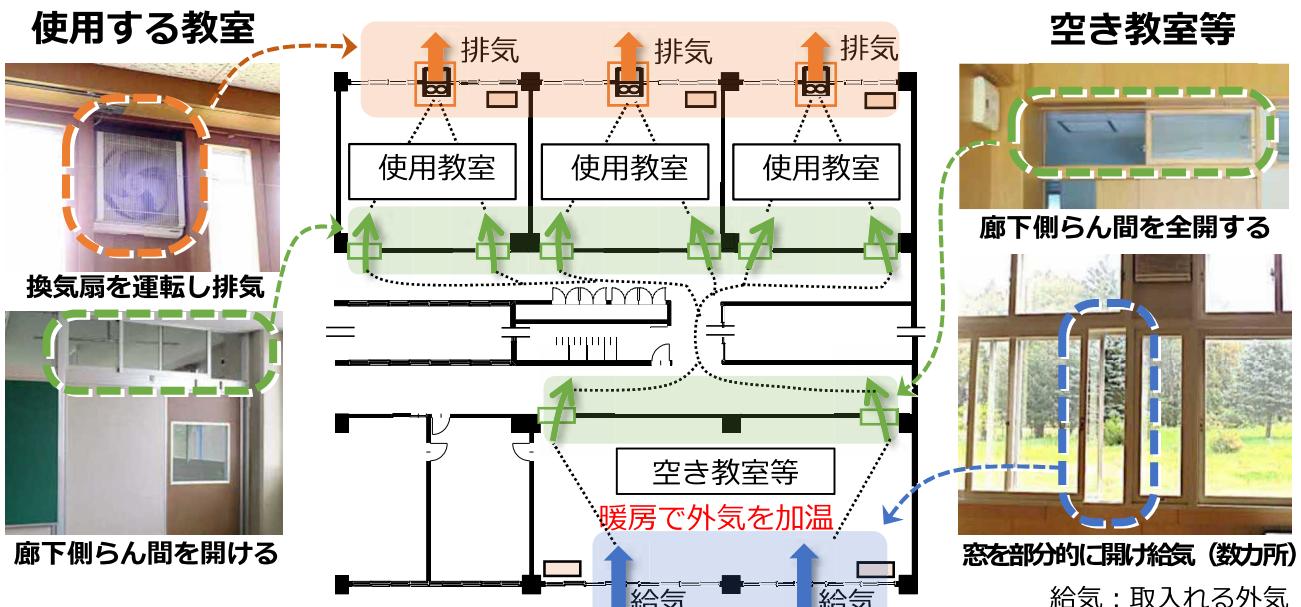
A.換気扇がある場合
2頁を見てください

常時運転してください
(特別な工夫は必要ありませんが、フィルター等の清掃は必須です)

B.換気扇がない場合
3頁を見てください

A. 換気扇がある場合

換気扇で常時排気+空き教室等を利用し外気を暖め給気



- 使用する教室は、**換気扇を常時運転**し、排気します。
- 必要な給気は、空き教室または授業を行っていない特別教室等（以下、空き教室等）から取ります。**使用する教室の廊下側のらん間と、空き教室等の窓と廊下側のらん間を開けます**（下表参照）。
- 給気を暖めるために、空き教室等を**暖房**します。
- 給気のための空き教室等の窓開けは、寒くならないように、複数の空き教室等で行うことが望ましいです。
- 寒さを感じる場合には、空き教室等の暖房を強めましょう。使用する教室等も寒い場合は暖房を強めましょう。

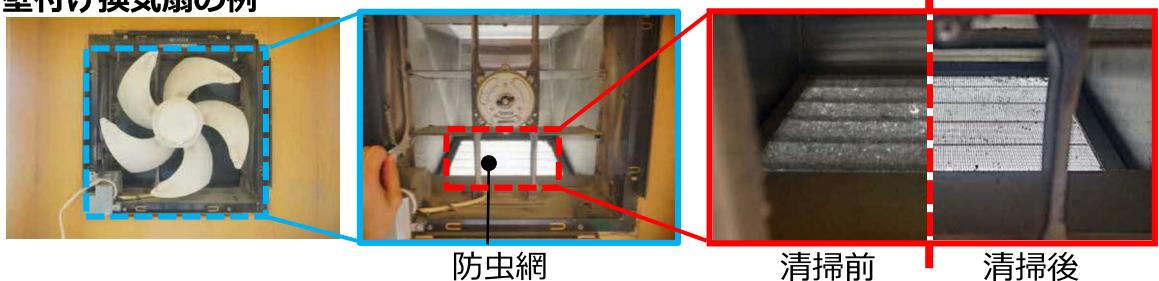
教室の換気装置を運転する場合の窓・らん間を開ける目安

使用する教室	空き教室等	
らん間	窓	らん間
[引違い] 1か所全開 または 2か所各半開 [上開き] 2枚全開	学校全体の合計で 使用する教室数×幅10cm	全開

防虫網やフィルターの清掃が必須

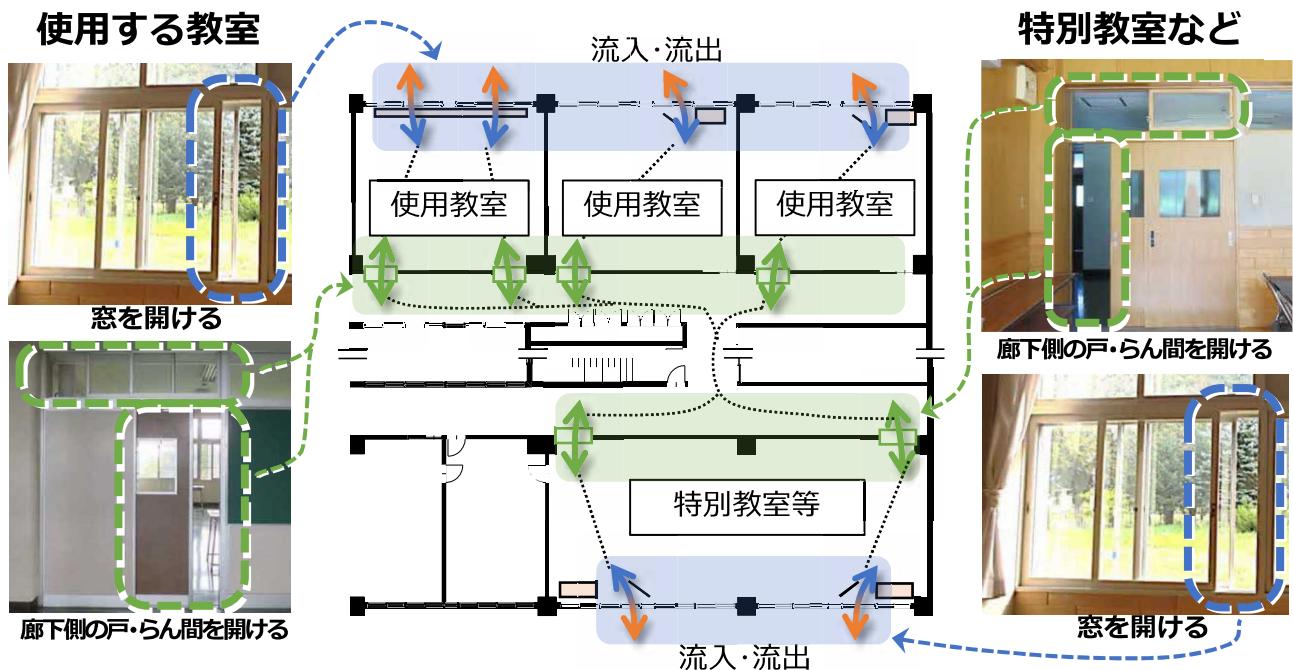
- 換気設備に防虫網やフィルターがついている場合、**清掃が必須**です。清掃を行わないと、十分な換気がされません。

壁付け換気扇の例

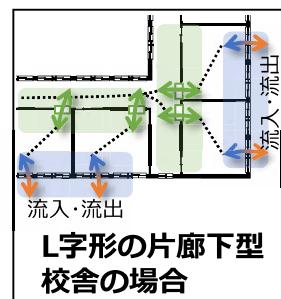


B. 換気扇がない場合

開け幅を適切に調整しながら常時2方向の窓を開け、寒くなりにくい工夫をする



- 必要換気量を確保するためには、2方向の窓を開けることが有効です。
- 使用する教室と方向が異なる教室等（特別教室等）の窓と廊下側の戸・らん間を常時開けます。開け幅は下表を参照してください。
- 教室が寒い場合は暖房を強めましょう。
- 強風のときには換気量が増えるので、開け幅を小さくできます。ただし、完全に閉じると換気不足になりますので、最低でも下表の目安の1/4程度は開けましょう。



各教室等の窓と戸・らん間の開け幅の目安

必要換気量 [m³/h]	窓（網戸付）		戸		らん間
	3階建て以上の1階	左以外の階	3階建て以上の1階	左以外の階	
400	15cm	30cm	閉	20cm	全開
600	20cm	40cm	閉	35cm	全開
800	30cm	55cm	20cm	65cm	全開
1,200	40cm	80cm	35cm	100cm	全開

必要換気量

- 学校環境衛生基準（1棟あたり延べ面積が8,000m²未満の校舎）に基づく換気量は、以下の1人当たり換気量×教室の使用人数

幼稚園児・小学生（低学年）	10 m³/h/人
小学生（高学年）・中学生	15 m³/h/人
高校生・成人（教師）	20 m³/h/人

$$\text{例) 中学生30人教室 } 15 \text{ m}^3/\text{h}/\text{人} \times 30\text{人} + 20 \text{ m}^3/\text{h}/\text{人} (\text{教師1}) = 470 \text{ m}^3/\text{h}$$

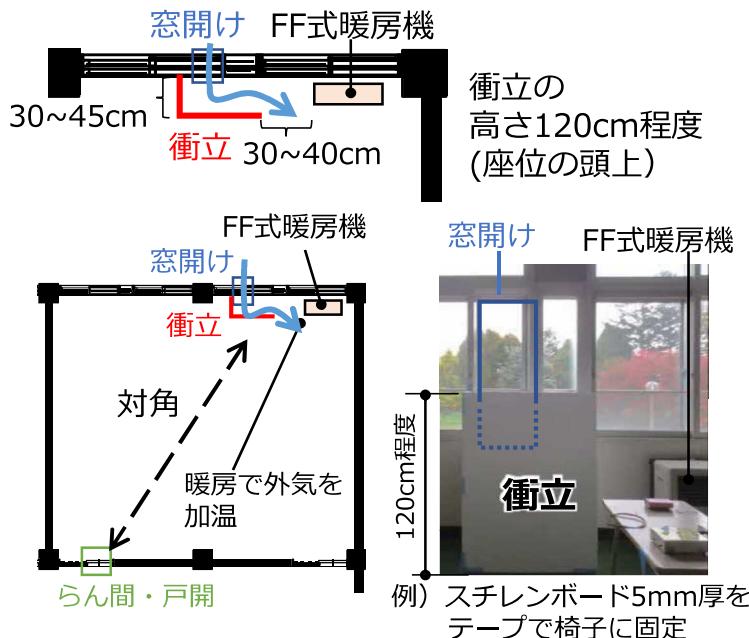
B. 換気扇がない場合

教室の窓を開ける際の工夫

- 外からの気流が直接人に当たらないように、また、流入する外気を暖房機で暖められるように、**衝立**などすると良いでしょう。

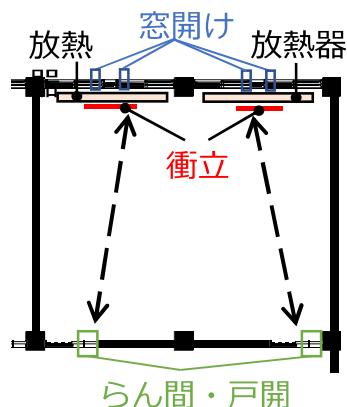
■FF式暖房機1台のとき

暖房機の近くの窓を開けます。ただし、排煙が室内に入らないように、排気筒の上は避けます。



■温水・蒸気暖房のとき

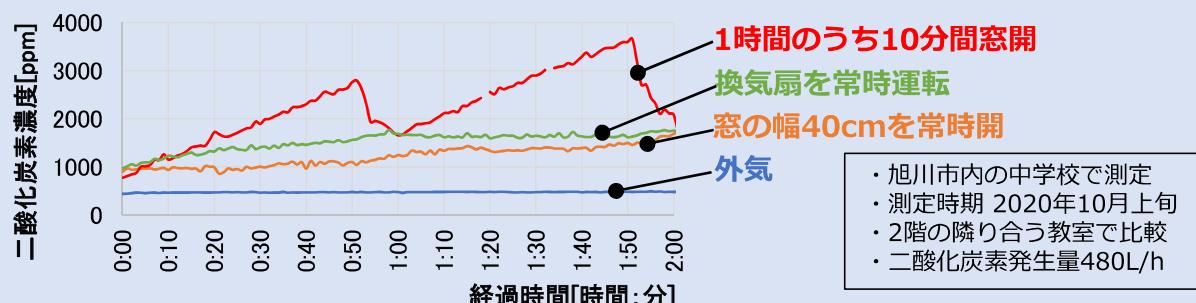
放熱器の上の窓を、分散して開けます。（例えば、開け幅40cmであれば、10cm×4か所、など。）



- 2方向の教室の窓がない片廊下型の場合でも、教室と廊下を可能な限り常時（3頁表の目安を参照）、困難な場合はこまめに窓を開けてください。

【参考】換気の基本は常時換気です

- 換気は、間欠換気より、換気扇の常時運転や2方向の窓を常時開けることが有効です。



【作成】

地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部 北方建築総合研究所

【協力機関】 北海道、旭川市教育委員会

【協力有識者】 北海道科学大学 教授 福島 明

北海道大学 教授 林 基哉、准教授 森 太郎、准教授 菊田 弘輝

札幌市立大学 教授 齊藤 雅也

お問い合わせ先

(地独)北海道立総合研究機構建築研究本部 企画調整部企画課

TEL : 0166-66-4218

2020年11月18日 発行

運動部活動に参加する学生等の集団における感染症対策を徹底するようお願いいたします。(新規)



2文科初第809号
令和2年9月3日

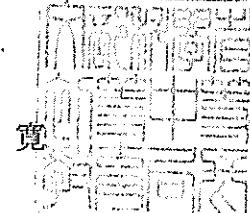
資料15

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各國公立大学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各國公立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設置する各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長

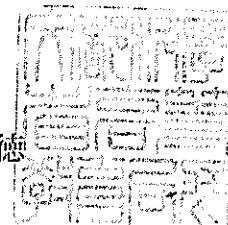
瀧 本



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

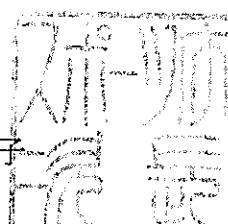
伯 井 美 德



(印影印刷)

スポーツ庁次長

藤 江 陽 子



(印影印刷)

運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス
感染症対策の徹底について（通知）

国内の新規感染者数の増加に伴い、8月以降、運動部活動に参加する学生及び

生徒（以下、「学生等」といいます。）の集団において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した例が見られるようになっています（文部科学省に報告があった事案のうち、8月1日以降、同一の運動部活動の構成員の中で5人以上の感染者が認められた件数は、大学7件、高等学校5件）。

これらの中には、校内での練習のみならず、練習場や対外試合への集団移動を繰り返し行っていた事例や、同じ寮で生活をしていた事例も見られます。

運動部活動については、各競技団体が作成している感染症対策のガイドラインにのっとり活動を進めていただきたいと思いますが、競技中・練習中のみならず、学生等同士での会食、長時間の集団での移動、寮生活等も含め、長時間にわたって学生等や指導者が行動を共にしている場合には、集団内での感染拡大の可能性が高まるものと考えられます。

このため、部活動の競技中・練習中だけでなく、同じ部活の学生等で食事をしたり余暇の時間を過ごしたりするなど、部活動の内外を問わず、学生等が集団で長時間の活動を行う場合には、学校の設置者及び部活動の指導者におかれでは、以下ののような感染症対策を特に徹底してください。

1. 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
2. こまめな手洗いを励行する。
3. 体調のすぐれない学生等は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
4. 部活動の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の三密（密閉、密集、密接）を避ける。

寮生活を伴う場合には、行動を共にする時間がさらに長くなることから、学生等の健康状態に十分に留意し、発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮に症状がすぐにおさまったとしても、主要症状（発熱や咳など）が消退した後2日を経過するまで、個室等に隔離し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこととするなど、十分な警戒をもって感染症対策にあたってください。また、体調不良者が同時に複数名以上（例えば3名以上）発生した場合には、学校医又は医療機関に相談してください。

なお、中学校及び高等学校の部活動や寮生活に関しては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年9月3日改訂版）（以下、「学校衛生管理マニュアル」といいます。）における記載事項を踏まえて適切に対応してください。

大学における運動部活動に関しては、各競技団体等のガイドラインや一般社団法人大学スポーツ協会の「新型コロナウイルス感染症対策としての「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」」の内容にも御留意ください。大学の学生寮の感染防止対策については、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」(令和2年6月5日高等教育局長通知)のほか、「学校衛生管理マニュアル」も御参照ください。

感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である学生等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。差別・偏見等の防止の取組において必要な場合には、「新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ」等も御活用ください。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、各國公立大学法人の長におかれては、その設置する学校に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する高等専門学校に対し、大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長におかれては、その設置する学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人理事長及び大学を設置する各学校設置会社の代表取締役におかれては、その設置する学校に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対し、周知いただくようお願いします。

参考資料1：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年9月3日改訂版)関係部分抜粋

参考資料2：新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○運動部活動に関すること

スポーツ庁 政策課 学校体育室（内3777）

○大学スポーツに関すること

スポーツ庁 参事官（地域振興担当）（内3932）

○寮に関すること

高等学校以下：初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

大学：高等教育局 学生・留学生課（内2519）

感染リスクが高まる「5つの場面」

資料 16

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狹い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



学校において合唱等のリスクの高い活動を行う場合の感染症対策を徹底する
ようお願いします。

資料 1 7

2文科初第1344号
令和2年12月10日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各國公立大学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

(公印省略)

文化庁次長
矢野 和彦

(公印省略)

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う
場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

現在、国内の感染者数が増加していることに伴い、11月以降、学校における合唱活動等に關係した集団感染が複数発生しています。

学校の授業や部活動等において合唱を行う場合には、学校の設置者及び部活動等の指導者におかれでは、一般社団法人全日本合唱連盟が作成している感染症対策のガイドラインにのっとり活動を進めていただきたいと思いますが、特に学校においては、以下の感染症対策にも取り組んでください。

1. マスク※は飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用することとします。
2. 合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けます。
3. 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにします。
4. 連続した練習時間はできる限り短くします。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行います。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けます。

※ ここでいうマスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）にのっとった形状のものをよぶ。

- ・マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。
- ・フェイスシールドについては的確な取扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しない。

歌唱時のマスクの着用により息苦しくなるなどのケースでは、十分な距離（最低2m）をとってマスクを外して行うことも考えられますが、地域の感染が拡大しているような場合には、マスクを着用しないで行う合唱活動を一時的に制限するなどの対応も必要です。

ただし、屋外で、十分な距離（最低2m）を確保して、向かい合わずに行う場合には、マスクを着用せずに行うことも考えられます。屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間（双方向の窓を全開している場合や、換気設備が整っている場合等）においても、同様とします。

なお、合唱以外の活動に関して、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年12月3日改訂版）には、各教科における感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動として、以下のような活動を挙げています。地域の感染が拡大している場合には、マスクを着用していても、このようなリスクの高い活動は慎重に行い、また特にリスクの高いもの（★）は一時的に控えるなど、適切に対応してください。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★) や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

各都道府県教育委員会教育長におかれでは、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれでは、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれでは、所轄の学校及び学校法人等に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれでは所管の専修学校に対し、周知いただくようお願いします。

また、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月8日付け2文科初第1327号文部科学省初等中等教育局長、文化庁次長通知）については本通知をもって廃止します。

（参考）

- 参考資料1：一般社団法人全日本合唱連盟「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン（第2版）」（2020年11月26日策定）（PDF）
<https://www.jcanet.or.jp/JCAchorusguideline-ver2.pdf>
- 参考資料2：一般社団法人全日本合唱連盟「合唱練習時の感染拡大防止策汎用版（第2版）」（リーフレット）（2020年11月26日）（PDF）
<https://www.jcanet.or.jp/JCAchorustaisaku-ver2.pdf>
- 参考資料3：一般社団法人全日本合唱連盟「合唱公演時の感染拡大防止策汎用版（第1版）」（リーフレット）（2020年11月26日）（PDF）
<https://www.jcanet.or.jp/JCAchorustaisaku-concert-ver1.pdf>

<本件連絡先>
 文部科学省：03-5253-4111（代表）

○合唱に関すること
 文化庁 参事官（芸術文化担当）（内3163）

○学校における感染症対策に関すること
 初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

資料 1 8

緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について

緊急事態宣言下においては、大学および高等学校・中学校等における部活動・サークル等の扱いについては、感染拡大防止の観点から慎重な取り扱いが求められる。仮に、活動を行う場合には、いわゆる「三つの密」「感染リスクが高まる『5つの場面』」および大きな発声を避けるとともに、部活動に付随する、屋内での着替えや車での移動といった場面での感染対策に十分に留意することを前提とすべきである。

その上で、感染リスクが高い活動の目安として以下の考え方で整理し、地域の感染状況等に応じて、これら感染リスクの高い活動については一時的に活動を制限することも含め検討するなど、感染症への警戒を強化すべきである。

1. 学生・生徒同士が組み合うことが主体となる活動
2. 身体接触を伴う活動
3. 大きな発声や激しい呼気を伴う活動